

基準日公告

株主又は登録株式質権者各位

2026年3月11日

大阪府摂津市千里丘新町3番26号
ニプロ株式会社
代表取締役社長 山崎 剛司

当社は、会社法第124条第3項の規定に基づき、下記のとおり、期末配当金の基準日を定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、当該権利を有する者と定めましたので公告いたします。

記

1. 基準日 2026年3月31日

2. 基準日の目的

2026年3月期の期末配当金の支払を受ける権利を有する株主又は登録株式質権者を確定するため

以上